



## 『小児かかりつけ診療料』について



2016年4月の診療報酬改定において、『小児かかりつけ診療料』が新設されました。小児科の「かかりつけ医」の機能を推進するねらいと、医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす意図があるようです。当クリニックを“かかりつけ医”として、『小児かかりつけ診療料』の算定を希望される方は下記を良くお読みの上、同意書に必要事項を記入ください。

### ＜ 算定の条件 ＞

- 1) 継続的に（4回以上）受診している3歳未満（未就学まで延長可）の患者さんで、有病時に最初に受診する医療機関として指定することの同意を得ている場合。
- 2) 医療機関は患者さんからの電話等の問い合わせに対して、原則として常時対応すること。
- 3) 急性疾患、慢性疾患について必要な指導および診療を行なうこと。
- 4) 発達段階に応じた助言・指導を行い、健康相談に応じること。
- 5) 予防接種に対して必要な指導及び助言を行なうこと。
- 6) 他の医療機関と連携して、患者さんが受診している保険医療機関をすべて把握すること。

### ＜ 補足の説明 ＞

3歳未満のお子さんで、当クリニックを“かかりつけ医”として登録されると、

- 1) 何か症状があれば、まずは当院を受診して頂くこととなります。
- 2) 他の医療機関で継続的に診療を行なっている場合は事前に申告をして下さい。
- 3) 途中で他の医療機関に変わる場合は登録変更が必要ですのでお申し出ください。
- 4) 特に専門的な診療の必要がない程度の耳鼻科疾患、皮膚科疾患、眼科疾患、整形外科的疾患なども診療いたしますので、ご安心ください。
- 5) ただし、必要に応じて専門的な医療を要すると判断した場合は、紹介などを行ないます。
- 6) 当クリニックへの連絡は、診療時間内は、0866-94-8839にお電話ください。
- 7) 時間外や休診時には、特定の携帯番号におかけください。  
ただし、必ず登録された電話から非表示を解除して、発信してください。  
非表示の場合は防犯上の観点から対応いたしませんので、ご承知下さい。
- 8) 原則として電話で常時対応いたしますが、医師の体調保持にもご協力頂くと助かります。予防接種や発達など急を要さない相談は診療時間内にご相談ください。
- 9) すぐに対応できない場合もあります。気づき次第折り返しますが、返信がない場合、急を要する場合は下記の提携医療機関や小児救急医療電話相談にご相談ください。

連携医療機関	倉敷中央病院	( 086-422-0210 )
	川崎医科大学附属病院	( 086-462-1111 )
	小児救急医療電話相談	( #8000 )

- 10) 乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は、窓口料金は今まで通り変わりません。